

## 食品衛生法 食品、添加物等の規格基準 第2 添加物 F 使用基準（抜粋）

**炭酸カルシウム**

炭酸カルシウムは、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養の目的で使用する場合以外は食品に使用してはならない。

炭酸カルシウムの使用量は、カルシウムとして、チューインガムにあつては10%以下、その他の食品にあつては1.0%以下でなければならない。ただし、特別用途表示の許可又は承認を受けた場合は、この限りでない。